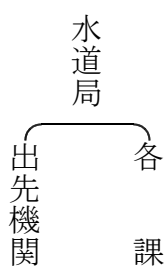


奈良県営水道訓令第一号



奈良県水道局行政文書規程（平成二年三月奈良県営水道訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第一条の二第八号中「及び行政文書の起案、決裁、保存等文書管理に関する事務の処理」を削る。

第三条の二第六項中「異同」を「異動」に改める。

第十二条の二第一項中「総務事務システムに受領の登録を行い、又は」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次項の規定による処理を必要としない文書は、用紙への出力を省略することができる。

第十二条の二第二項を削り、同条第三項中「第一項の」を「前項前段の」に、「前条第一項」を「前条第一項前段」に改め、同項を同条第二項とする。

第十三条第三項第八号を削る。

第十三条の二中「供覧し、又は別に定めるところにより総務事務システムを用いて」を削る。

第二十一条第三項中「総務事務システム」を削る。